# 社会保障の拡充を求める要望書

# 1. だれもが安心して医療を受けられるために

- 1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。
  - (1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められない実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

## 【回答】

国民健康保険税の賦課に際して、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割の バランスをとることが、被保険者全体で制度を支えるという観点から重要であり、こ の割合を50対50にすることとされております。こうした中、本市では、低所得者層 への負担を配慮した応能・応益割合としており、今後も、保険税の賦課方式の状況を 踏まえ、保険税率等の見直しの中で検討してまいります。(保険年金課)

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

## 【回答】

国民健康保険税の課税及び軽減につきましては、原則として地方税法等の規定に基づき行っており、国民健康保険の厳しい財政状況において、現時点では、市独自の減免制度の新設は考えておりません。なお、子どもに係る均等割額の軽減措置の導入について、全国市長会等を通じて、国に要望しておりますので、その動向を注視してまいります。(保険年金課)

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

## 【回答】

国民健康保険特別会計は、国保の健全な運営を維持するため、一般会計から多額の 法定外の繰入れを行っている状況であり、また、一般会計の財政状況も厳しい現状で あるため、法定外繰入金を増額することは困難な状況にあります。(保険年金課)

(2) 国保税の減免(国保法 77条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では 滞納世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり 約2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

## 【回答】

国保税の減免制度の拡充につきましては、平成30年10月に実施された生活保護 基準の見直しを受け、従来の減免基準では対象外となってしまう場合にも対応でき るよう、平成31年2月から基準の引き上げを行ったところであり、更なる引き上げについては、税の公平性及び国保財政等の状況からも現在のところ予定はしておりません。

なお、今回の基準引き上げは、税額のうち、応能割額の 50%を減免する場合の 基準について、従来は生活保護基準の 1.1 倍以下であったものを、段階的に生活保 護基準の 1.155 倍以下まで引き上げたものであります。(保険年金課)

② 災害時の減免基準を拡充してください。

## 【回答】

災害時における減免につきましては、対象となる災害は、震災、風水害、火災等であり、それらの災害により世帯主が死亡、行方不明又は特別障害(1、2級)となった場合には税額の100%を減免しており、特別障害以外の障害者となった場合は税額の90%を減免しております。また、家屋、家財、その他財産に損害を受けた場合についても、損害の程度に応じて税額の50%から100%を減免する規定を設けておりますので、現在のところ、減免基準を拡充する予定はありません。

(保険年金課)

## (3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

#### 【回答】

一部負担金の減免につきましては、国民健康保険税の減免と同じく、平成30年10月に実施された生活保護基準の見直しを受け、従来は生活保護基準の1.1倍以下であったものを、平成31年2月から段階的に1.155倍以下まで引き上げることから、更なる引き上げについては、国保財政等の状況からも現在のところ予定はしておりません。(保険年金課)

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

#### 【回答】

一部負担金の減免申請書につきましては、被保険者証の記号番号、氏名、傷病名、疾病の状況等、申請を受け付けるにあたり必要な項目を記入いただく様式となっており、また、添付書類である収入申告書や資産申告書については、収入状況等を生活保護基準と対比するためのものであり、いずれも減免適用の決定にあたり必要なものであることから、改正する予定はありません。今後も引き続き、申請者に対して、分かりやすく適切な説明に努めてまいります。(保険年金課)

## (4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、 滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた 場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

## 【回答】

滞納者への対応につきましては、納付が困難な場合には、納税相談等を通じて個々の納税者の生活実態や収支状況及び担税力等を充分に把握した上で、分割納付や滞納処分の執行停止等の納税緩和措置を適用するなど適正な処理に努めるとともに、必要に応じて福祉関係部署に相談するよう案内をしております。(収税課)

② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。 【回答】

滞納処分につきましては、法令に定める差押禁止財産や納税者の生活を窮迫させるような対応は行っておりません。(収税課)

## (5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は 4,000 世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

#### 【回答】

短期被保険者証及び資格証明書につきましては、保険税の滞納者に対し、接触の機会を設け、保険税の納付を促進するため、原則窓口にて交付しており、被保険者間の税負担と給付の公平性の観点からも必要なものと考えております。

なお、18歳以下の被保険者がいる世帯や、公費負担医療を受けている世帯などは、 短期被保険者証の適用除外として、正規の被保険者証を郵送にて交付しております。 (保険年金課)

② 窓口留置は行なわないでください。

### 【回答】

短期被保険者証及び資格証明書の窓口留置につきましては、滞納者との接触の機会を設けることを目的に行っており、滞納者が来庁した際には、納税相談に促すとともに手渡しにより交付しております。なお、滞納者が一定期間、来庁されなかった場合には、郵送により交付しており、受診に支障をきたさないよう配慮しております。

(保険年金課)

③ 資格証明書は発行しないでください。

## 【回答】

資格証明書につきましては、短期被保険者証を交付するなどして、滞納者との接触の機会の確保に努めたにもかかわらず、納付や納税相談に応じられない場合に交付しております。このため、資格証明書の交付そのものを目的としたものではなく、保険

税の収納率向上対策として実施しているもので、保険税の納付の促進と被保険者負担の公平を図るうえで必要なものと考えておりますが、交付の際や、納税相談においては、引き続き、被保険者の生活状況等の把握に努める必要があると考えております。 (保険年金課)

## (6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことからも住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

 (1) 委員を公募制にしてください。

## 【回答】

狭山市国民健康保険運営協議会の委員につきましては、合計 18 名の委員のうち 5 名については、市内 5 地区から被保険者の代表として委員を選出しており、現在のところ公募制を導入する予定はありません。(保険年金課)

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。 【回答】

国民健康保険運営協議会につきましては、現在、市内各地域の被保険者代表として 選出された5名を委員とすることで、国民健康保険の運営に関する住民の視点からの 意見を反映しておりますが、今後も、より幅広い意見をもとに運営の改善に努めてま いります。(保険年金課)

## (7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

#### 【回答】

国民健康保険の特定健康診査につきましては、基本的に自己負担はありませんが、 詳細な健診の対象とならない方で、心電図検査を希望される場合にのみ 500 円の負担 をいただいております。(保険年金課)

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

### 【回答】

実施期間の延長につきましては、集団健診やがん検診など、他の健診日程との調整 上、現在のところ難しい状況です。また、健診項目については、当市では既に、制度 上は詳細健診となっている血清クレアチニン及び貧血検査をすべての受診者に実施 しているほか、血清尿酸、白血球数、血小板数、尿潜血についても、独自に健診項目 に追加しております。(保険年金課) ③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。 【回答】

保健師につきましては、市民の健康づくりの促進、また、生活習慣病予防やがんの早期発見のための各種検(健)診の実施、さらには、妊娠期から子育て期に渡る世帯への支援といった幅広い分野において、その業務の中心を担っており、特に近年は、母子保健に関する業務の重要性が増している状況にあることから、保健師の増員に努めているところであります。

今後においても、高齢化の一層の進行、子どもの虐待予防などの要素も加味し、保健師の必要人数を精査したうえで、増員に向けて担当所管と協議してまいります。

(保健センター)

④ 個人情報の管理に留意してください。

## 【回答】

特定健康診査等に関わる個人情報につきましては、「個人情報の保護に関する法律」 や「狭山市個人情報保護条例」に基づき厳正に管理しております。

また、特定健康診査等に関わる業務を外部に委託する際は、個人情報の厳正な管理 や目的外利用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理して おります。(保険年金課)

## 2、 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためら うことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

#### 【回答】

資格証明書につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合において原則交付しない方針となっているため、現在発行はしておりません。

また、短期被保険者証については、滞納者との面談機会をより多く持つことや、被保険者間の負担の公平を図るために交付を行っておりますが、面談や保険料の納付がなかった場合であっても、被保険者証の更新は行われており、受診に支障をきたさないよう配慮しております。(保険年金課)

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

#### 【回答】

健康長寿事業につきましては、平成30年度から医師が必要と判断した方について、 眼底検査を健康診査の項目に追加したところです。また、保健センターでは、全市民 を対象とした健康教育・健康相談事業も実施しております。(保険年金課)

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

#### 【回答】

健康診査の基本的な検査項目及び成人歯科検診につきましては、無料で受診でき、 保健センターで実施しているがん検診についても、安価で受診できることとなってお ります。

また、人間ドックは実施しておりませんが、保健センターで実施している肺健診や 胃がん検診などを健康診査と併せて受診することで、人間ドックとほぼ同様の検査内 容を受診することが可能となっております。(保険年金課)

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

- 1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。
  - (1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援 総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、そ の事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を 超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

#### 【回答】

地域支援事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業、その他新規4事業とも、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画により見込んだ範囲内において推移しております。

また、地域支援事業費については、制度上の上限設定もあることから、計画で見込んだ額を上回ることはないものと考えております。(長寿安心課)

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってくだ さい。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

#### 【回答】

A型サービスにつきましては、指定事業所によるサービス提供であることから、事業所において従業者の確保をしております。B型サービスにつきましては、NPOなど地域で活動する団体での実施を想定し、現在サービスの開始に向け準備を進めており、担い手については実施団体により確保されるものと考えております。

(長寿安心課)

- 2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供 事業所の確保と運営への支援を行なってください。
  - (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

#### 【回答】

訪問・通所介護に係る現行相当サービスにつきましては、平成 30 年 4 月にみなし

指定が終了した後も、市独自のサービスとして、サービス事業所を確保しております。 (長寿安心課)

(2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・ 生活支援サービスの単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者 などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障してください。 【回答】

現行相当の訪問介護事業所が提供する、身体介護を伴うサービスにつきましては、 ほぼ従来どおりの単価設定としており、緩和した基準によるA型の事業所が提供する サービスは、国のガイドラインに沿った単価設定としております。(長寿安心課)

- 3、 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。
  - (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいわれていますが、高齢者の身体機能向上に重点 化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

## 【回答】

高齢者の在宅支援につきましては、慢性的な病気を持っている方など日常的に注意を要する方や、日中独居になる高齢者に対し、緊急通報サービス(安心サポート)を 実施し、緊急時の対応や定期的な安否確認を行うなどの支援を行っております。

(長寿安心課)

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。 【回答】

認知症への支援策につきましては、平成30年度から「ひとり歩き高齢者安心シール」の配布を行っております。安心シールにはQRコードが付いており、安心シールを認知症高齢者の衣服等にアイロンプリントし、そのQRコードを読み取った発見者と保護者が伝言板を通して連絡を取り合うシステムとなっております。さらには、要援護高齢者支援ネットワークによる見守り、認知症サポーター養成講座によるサポーターの養成に取り組んでいます。(長寿安心課)

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。 定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要な ことを教えてください。

#### 【回答】

定期巡回 24 時間サービスにつきましては、本市では、既に定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所を一箇所整備しておりますが、さらなる整備にあたっては、ニーズ

を適切に見込むとともに、事業者にあっては、定期巡回を 24 時間実施するための人 材の確保が、また保険者にあっては財源の確保が課題であると考えております。

(長寿安心課)

- 4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。
  - (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019 年 4 月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

#### 【回答】

介護労働者の処遇改善につきましては、国の責務において制度改善等の取り組みが 行われるべきであり、市独自の施策は考えておりませんが、国の動向を見極めたうえ で、必要があれば、要請等の措置を検討してまいります。

また、人材の確保については、狭山市介護サービス事業者協議会や埼玉県社会福祉協議会と連携し、就職相談会を実施しております。法令遵守の徹底については、介護事業者との情報交換に努め、状況に応じて必要な相談援助等を検討してまいります。 (長寿安心課)

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

## 【回答】

技能実習制度につきましては、本年度から当該制度を活用し、外国人介護職の受け 入れを行う予定の法人があることから、改正された外国人の技能実習の適正な実施及 び技能実習生の保護に関する法律に基づき、適正な制度運用を進めるとともに、当該 法人との連絡を密にして、受け入れ後の状況等について実態の把握に努めてまいりま す。(長寿安心課)

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

ハラスメントの防止策につきましては、市として現在このことに限定して実施している施策等はありませんが、今後、狭山市介護サービス事業者協議会において開催している研修会等で、ハラスメントを研修仮題にするなどして意識の徹底を図りたいと考えております。(長寿安心課)

## 5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

## (1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

## 【回答】

特別養護老人ホームなどの増設につきましては、第7期高齢者福祉計画・介護保険 事業計画では、計画期間中に特別養護老人ホームを26床増床し、地域密着型サービ スである認知症対応型共同生活介護1施設18名分を整備することとしています。今 後も当市におけるニーズを見極めながら、介護基盤の整備を進めてまいります。

(長寿安心課)

## (2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

## 【回答】

低所得者への支援につきましては、本市では、介護保険制度での高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給のほかに、市独自で低所得者が介護サービスを利用した際の助成金を支給しており、現在のところ、低所得者でも入所できるような制度運用について国に要望等することは考えておりません。引き続き、国の制度改正等の動きについて、注視してまいります。

(長寿安心課)

#### (3) 要介護1.2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

## 【回答】

要介護 1・2 の方の特別養護老人ホームへの入所につきましては、認知症、知的障害・精神障害等、虐待、一人暮らし等の状況を勘案することとした特例入所指針に基づき、施設入所希望者の入所判定に際して、市が施設へ意見書を提出することとしており、必要性が高い方に対しては入所可能となっております。今後も必要に応じて実情の把握に努めてまいります。(長寿安心課)

- 6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。
  - (1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

2018 年度の保険者機能強化推進交付金の交付額は 1,982 万 1 千円であり、使途としては、地域支援事業の中の包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制推進事業、認知症施策推進事業、地域ケア会議推進事業となっております。(長寿安心課)

(2) 2019 年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

#### 【回答】

2019 年度の保険者機能強化推進交付金の見込額につきましては、国へ申請中であり、内示等もこれからであることから現在のところ不明です。使途としては 2018 年度と同様に地域支援事業を予定しております。(長寿安心課)

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

#### 【回答】

保険者機能強化推進交付金の交付申請等にかかる評価指標につきましては、事実に基づき、客観的な視点により自己評価しております。(長寿安心課)

- 7、 介護保険料を引き下げてください。
  - (1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰 入などにより引き下げてください。

#### 【回答】

介護保険制度の運営に関する費用につきましては、国、県、40歳以上64歳までの保険者及び市それぞれに定められている法定割合に応じた費用を負担することが原則となっております。法定割合以上に市の財源を投入し保険料を引き下げることは、介護保険制度の法定割合を崩すこととなりますので、今後も法定割合以上の繰入を行う予定はありません。

なお、第7期介護保険事業計画期間では、第1号被保険者の保険料の軽減に役立たせるため、介護保険給付費等準備基金の全額を取り崩すこととしており、今年度においては、同基金からの繰入金として3億3,030万円を予定しております。

(長寿安心課)

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

保険料の減免につきましては、本市では、介護保険料段階に関わらず、収入の激減、 生活困窮、災害等の事情に合わせ、必要な方に対しては、狭山市介護保険条例により 介護保険料の減免を行っております。

また、平成27年度から制度上実施されている低所得者への減額賦課については、 本年度から対象が拡大されたことにより、第3段階までの方を対象として軽減を実施 しております。(長寿安心課)

## (3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

#### 【回答】

介護保険料につきましては、条例により保険料の納付が困難な方に減免制度を設けており、納入通知書を送付する際に減免制度の案内通知を同封しているほか、ハガキで送付する特別徴収開始通知書にも減免制度の概要を記載し、制度の周知に努めております。

また、保険料の納付相談についても随時受け付けており、その際にも減免制度の案内を行っております。以上のことを行ったうえで、一定以上の滞納額がある被保険者に対しては、法に基づき、給付額の減額等の措置を行っております。(長寿安心課)

## (4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

#### 【回答】

第7期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、①老人クラブなどの自主的な活動への支援、②介護予防・日常生活支援総合事業の充実、③一般介護予防事業の充実、④自立支援型地域ケア会議の充実、⑤地域包括支援センターの充実、⑥支え合いのための協議体活動の充実、⑦認知症状の早期発見と対応、⑧認知症の正しい理解と支援のための体制づくり、⑨在宅医療・介護連携に関する相談支援、⑩高齢者の虐待防止と虐待への対応、⑪成年後見制度・日常生活自立支援事業の促進、⑫地域密着型サービスの整備の12項目を重点取組み項目として位置づけ事業を進めており、これから整備に着手する⑫を除き、各事業とも、現在のところ概ね順調に推移していると認識しております。

なお、被保険者数及び給付総額については、平成30年度は前年度と比較して、被保険者数で約700名、給付総額で約3億5千万円の増加となっております。

(長寿安心課)

### 8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料

負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな 対応のできる減免制度としてください。

## 【回答】

介護サービスを利用した場合の利用料につきましては、直接的な減免は行っておりませんが、低所得の方が介護サービスを利用した場合は、所得の状況に応じて、利用 負担額の2分の1から4分の1の助成金を支給しております。

また、重度の心身障害をお持ちの方が訪問看護サービス及び介護療養施設サービス を利用した場合は、訪問看護サービスは全額の助成金と、介護療養施設サービスは所 得の状況に応じて、2分の1から全額の助成金を支給しております。(長寿安心課)

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。 虐待防止として有効な方策を教えてください。

#### 【回答】

高齢者虐待の相談件数は、平成30年度は22件であり、高齢者人口の増大に伴い年々増加しております。対応にあたっては、市と地域包括支援センターで初動期から対応しておりますが、深刻のレベルが、被虐待者の生命を脅かすような虐待ということであれば、市の権限で被虐待者と虐待者の分離を早急に図っております。

なお、虐待防止として有効な方策は、要援護高齢者ネットワークと地域住民の見守りが重要であると考えております。(長寿安心課)

## 3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

## <参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて(国の方針)

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり)を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に 推進する。

平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
  - ○GH 併設型
  - ○単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

(1) 進捗状況を教えてください。

## 【回答】

地域生活支援拠点事業につきましては、平成30年11月に、自立支援協議会を中心にプロジェクトチームを結成し、令和2年4月からの事業実施に向けた話し合いを進めており、その中で、地域生活支援拠点等事業の5つのメニューから取り組む内容や方向性について検討しております。(障害者福祉課)

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。 【回答】

地域生活支援拠点事業を検討するプロジェクトチームには、市職員もメンバーとなっており、このチームで検討した具体的な計画に基づき、必要な予算額を設定する予定であります。(障害者福祉課)

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。 【回答】

地域で安心して暮らすためには、入所の機能を持った施設を含め、地域の各分野の 関係機関が連携を図ることで、全ての障害に対応が可能となることから、現在、プロ ジェクトチームでは、事業所間で連携を図る面的整備型での検討をしております。

(障害者福祉課)

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

#### 【回答】

地域生活支援拠点等の整備を進めるなかで、ニーズを把握するための調査を検討しており、この中で、障害当事者や障害福祉サービス事業所の方に意見を聞き、より効果がある事業を検討してまいります。(障害者福祉課)

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。 【回答】

障害のある方が、住みなれた地域で安心して暮らすことのできる生活の場として、 グループホームは有効であることから、障害者の相談支援のなかで、入所希望者の把 握に努めてまいります。(障害者福祉課)

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

#### 【回答】

市内のグループホームにつきましては、令和元年5月1日現在で10カ所となって おります。グループホームは、地域生活への移行を進めるうえで重要な役割を果たす ことを期待しており、第4次障害者福祉プランのなかで、グループホームなどの整備 促進を掲げております。(障害者福祉課)

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護 (80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど)家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

#### 【回答】

老障介護家庭への緊急対応につきましては、緊急時の対応体制を備えたトータルサポート推進室と連携しての、緊急対応体制を整えております。(障害者福祉課)

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させる ことが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。 【回答】

本市の心身障害者医療費支給事業につきましては、埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業に準じており、年齢制限や所得制限を導入することにより支給対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図ることを目的としております。

今後も、所得制限等の見直しについては、県の動向を踏まえたうえで検討してまいります。(障害者福祉課)

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

#### 【回答】

本市の心身障害者医療費支給事業では、平成31年1月診療分から市内医療機関に おいて窓口での一部負担金支払いを省略する現物給付を開始したところです。制度の 普及を見極めたうえで利便性や公平性なども念頭に置き、近隣市町村・医師会等へ働 きかけを検討してまいりたいと考えております。(障害者福祉課)

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

#### 【回答】

本市の心身障害者医療費支給事業の支給対象者につきましては、埼玉県の心身障害者医療費支給事業の支給対象者に準じており、このうち精神障害者については、平成27年1月から精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方を対象としております。 支給対象者の範囲の拡大につきましては、県の動向を踏まえ検討してまいります。

(障害者福祉課)

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないこ

とが大切です。

(1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

#### 【回答】

障害者生活サポート事業につきましては、本市では、法に基づく障害福祉サービス を補完することを目的に既に実施済みであります。(障害者福祉課)

(2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

#### 【回答】

利用時間の拡大などにつきましては、必要な方への支援や負担の公平性を念頭に置き、埼玉県の動向を踏まえ検討してまいります。(障害者福祉課)

(3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。 【回答】

本市では、市独自の負担軽減策として、障害者生活サポート事業利用者に1時間につき200円の補助を行っております。制度の改善につきましては、必要な方への支援や負担の公平性を念頭に検討してまいります。(障害者福祉課)

(4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

## 【回答】

本市の障害者生活サポート事業は、障害者手帳の等級に関わらず利用できる制度であります。補助増額につきましては、今後も県に機会を捉えて働きかけをしてまいります。(障害者福祉課)

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として 介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年 齢制限などは導入しないようにしてください。

#### 【回答】

本市では、一般の交通機関の利用が困難な、身体障害者手帳(1・2級及び3級の肢体不自由)、療育手帳(〇A、A)の所持者にタクシー券か燃料券を選択していただき交付しています。また、75歳以上の方には、等級に関わりなく交付しており、所得制限は設けておりません。燃料券については、生計を一にする家族及び介護人の運転も認めています。(障害者福祉課)

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

#### 【回答】

今後も近隣市との情報交換を行い、事業について共通認識を図っていきたいと考えております。(障害者福祉課)

## 6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

## 【回答】

狭山市における災害時要援護者避難支援事業につきましては、国の取組指針に基づき、要配慮者のうち、75歳以上の高齢者のみの世帯の方、介護保険法による要介護状態の区分が要介護1以上の方、障害者手帳(身体・療育・精神)の交付を受けている方、市や地域支援者等が認める自力避難が困難な方のほか、自力で避難するのが困難な方で自ら名簿への登載を希望する方を、家族の有無にかかわらず、災害時要援護者(避難行動要支援者)として当該事業の対象としております。(危機管理課)

# (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。 【回答】

災害発生時には、命の安全を守るため、近くの指定避難所へ避難することを促して おりますが、通常の避難所では生活することが困難な高齢の方や障害のある方などに は、福祉避難所を二次的な避難所として開設することとしております。

また、医療機器を使用している方などは、通常の避難所での生活が困難であり、病院等での受入れが難しい場合に、直接福祉避難所に避難することも必要であることは 認識していることから、その方法も含めて検討してまいりたいと考えております。

(危機管理課)

# (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。 【回答】

救援物資につきましては、避難所に避難している方だけではなく、在宅避難、軒先 避難、車中泊をしている方などにも、避難所や救援物資の集積所である市民総合体育 館及び農村環境改善センターを通じて供給することとしております。(危機管理課)

# (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。 【回答】

要支援者名簿の開示につきましては、災害対策基本法第49条の11第3項で、「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。」と定められていることから、当該規定を充たすか等を検証し、総合的に判断していきたいと考えております。(危機管理課)

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

- 1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。
  - (1) 待機児童の実態を教えてください。
    - ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点) の実態を教えてください。

#### 【回答】

平成31年4月1日時点での待機児童数は42人となります。(保育幼稚園課)

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

#### 【回答】

定員の弾力化(受け入れ児童の増員)による認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所の受入れ児童数につきましては、平成31年4月1日時点の合計で195人となり、年齢別内訳では、0歳児12人、1歳児54人、2歳児32人、3歳児36人、4歳児30人、5歳児31人となります。(保育幼稚園課)

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。
  - ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

## 【回答】

待機児童解消のための対策につきましては、民間法人による認可保育所の整備や認定こども園への移行などにより、保育提供体制の確保に引き続き努めてまいります。 (保育幼稚園課)

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

## 【回答】

特別な支援が必要な児童への対応につきましては、今後も巡回指導等を実施していくとともに、補助金についての検討も行い、受け入れ態勢の整備を図ってまいります。 (保育幼稚園課)

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

#### 【回答】

現在のところ、認可外保育施設が認可施設に移行する予定はありません。

(保育幼稚園課)

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、 自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

#### 【回答】

自治体独自の保育士の処遇改善につきましては、処遇改善に取り組む民間保育所等 に対し、正規職員1人につき、月額16,000円の雇用費補助金助成を実施しておりま す。(保育幼稚園課)

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳~2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることになります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

## 【回答】

幼児教育無償化にあたっては、保育所では、主食費に加え、副食費を徴収することとなります。生活保護世帯や年収約 360 万円未満相当の世帯の全ての子ども、また、全所得階層の第3子以降についても国の制度の中で免除となりますので、市単独での軽減措置は考えておりません。(保育幼稚園課)

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、 そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保 育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設け て厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

#### 【回答】

市では、児童福祉法第59条の2の5に基づく書面調査及び国の認可外保育施設指導監督基準に係る評価基準と市の認可外施設指導監督基準に基づく立ち入り調査を、それぞれ年1回実施しております。(保育幼稚園課)

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格 差が生じないよう必要な支援を行なってください。

#### 【回答】

保育に格差が生じないよう、保護者の状況を的確に捉え、必要な保育の提供に努めてまいります。なお、保育所の入所審査につきましては、育児休業からの復職に配慮した審査となっております。(保育幼稚園課)

## 5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 ㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

#### 【回答】

学童保育の増設につきましては、平成30年度に3箇所の学童保育室分室を整備し、

本年4月から児童を受け入れております。さらに、本年度においても、1箇所の学童保育室の整備・拡充をする予定であり、今後も小学校の余裕教室の活用等を図り、待機児童の解消に努めてまいります。

学童保育の適正規模である「1 支援の単位 40 人以下」につきましては、さらに余裕教室の活用や施設の増設が必要になることから、速やかに実現することは難しい状況にありますが、実現に向けて努めてまいります。また、「児童一人当たり 1.65 ㎡以上」の適正規模については、全ての学童保育室において、実現しております。

(学務課)

## 6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町(63市町村中59%)、「キャリアアップ事業」で23市町(同37%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

## 【回答】

指導員の処遇につきましては、昨年度までは、賃金体系が経験年数による4階層でありましたが、今年度より経験年数に応じて1年ごとの賃金体系にするとともに、全体の賃金を上げ、処遇の改善を図ったところであります。

また、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、本市では、「放課後児童健全育成事業」において、賃金の上昇分も含めて補助を受けており、今後、「放課後児童健全育成事業」の補助限度額を超えた場合は検討したいと考えております。(学務課)

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

## 【回答】

当該規制につきましては、これを行わないよう国に働きかけることは考えておりませんが、国の動向につきましては、今後とも注視してまいります。(学務課)

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

(1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

#### 【回答】

こども医療費支給制度の対象年齢につきましては、近隣自治体に先駆けて平成 23 年度から 15 歳年度末までに拡充し、現在に至っております。こうした中、対象年齢 を 18 歳年度末までに拡充することにつきましては、子育て支援や少子化対策の一助 となるものと考えますが、厳しい財政面等を勘案いたしますと、現行を維持せざるを

得ない状況にあります。(こども支援課)

(2) 国や県への要請を行なってください。

### 【回答】

当該制度における埼玉県の補助金基準が、就学前までの児童となっておりますので、 予算確保並びに現行制度の安定的な維持という観点から、毎年埼玉県市長会を通じて、 補助金の対象年齢拡大を図るよう県へ要望書を提出しておりますが、今後も機会を捉 えて要望してまいります。(こども支援課)

## 5. 住民の最低生活を保障するために

- 1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。
  - (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

## 【回答】

生活保護の「しおり」につきましては、既に窓口に設置しており、その中には、憲 法第25条に基づいた制度であることを記載しております。また、これに係る権利、 義務などについて、「しおり」を基に専任の相談員2名により、詳しい内容説明を行っております。(生活福祉課)

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。 生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

## 【回答】

生活保護制度の周知につきましては、生活困窮者自立支援事業者など、関係機関と 連携し、生活保護の相談や制度の説明に、丁寧な対応を心がけております。

(生活福祉課)

2、 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否 と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

生活保護の申請は、本人の申請意思の確認により適切に対応しております。また、 調査等につきましても、申請受理後に速やかに実施しております。(生活福祉課)

3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい 書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみの印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

### 【回答】

「生活保護決定・変更通知書」につきましては、市では、各扶助の支給額が分かるように作成しております。また、保護利用者に対し、定期的に行っている家庭訪問の際に、保護費の変更の内容説明を行っております。(生活福祉課)

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な 対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増しています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

## 【回答】

ケースワーカーにつきましては、現在、標準数を満たしております。今後も、ケースワーカーの適正配置は、生活保護制度の適正な実施に不可欠であるとの認識のもと、標準数の確保に努めてまいります。

また、現業職員への生活保護制度に関する研修等につきましては、埼玉県が実施する研修へ参加させるとともに、福祉事務所内でOJT研修を実施するなどして、スキルアップに努めております。(生活福祉課)

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こ らないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

#### 【回答】

埼玉県の生活保護世帯児童・生徒就学援助事業につきましては、今年度より修学旅行準備金のみとなりましたが、全ての対象世帯に通知を行い、申請漏れが無いよう申

請書の提出を促しております。(生活福祉課)

6、 自宅にエアコン等のない 65 歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41.1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。【回答】

近年の酷暑の状況は、65歳以上の高齢者のみの世帯、障害・傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等が、空調設備を持たない、あるい は使用できない場合、深刻な事態をもたらす恐れがあると認識しているところであり、 生活実態等の把握に努めるなかで、エアコン等の冷房機器購入費の助成制度の創設に ついての国・県への要請を検討してまいります。

(長寿安心課 障害者福祉課 こども支援課)

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切 に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

## 【回答】

生活困窮者に対する支援に関しましては、生活困窮者自立支援事業を社会福祉協議会に委託し実施しておりますが、平成30年度からは、福祉政策課内にトータルサポート推進室を新たに設置し、関係部所と連携しながら、生活困窮者に対して積極的な支援が行なえるよう取り組んでおります。(福祉政策課 生活福祉課)